奈良県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、柿本土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年四月三十日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　退任役員の役名、氏名及び住所

理事　生野　惠章　葛城市柿本一一七―二
〃　山本　勝　〃　一三二―三
〃　生野　雅彦　〃　一一六―一
〃　山本　勉　〃　一三四―二
〃　山本　五男　〃　一一八―二
〃　山本　文生　〃　一三四―一
監事　吉河　義則　〃　三九
〃　西川　保夫　〃　一四三―三

二　就任役員の役名、氏名及び住所

理事　山本　五男　葛城市柿本一一八―二
〃　西川　長一　〃　一三五
〃　山本　勉　〃　一三四―二
〃　山本　文生　〃　一三四―一
〃　西川　保夫　〃　一四三―三
〃　吉村　勲　〃　一三八
監事　吉河　義則　〃　三九
〃　生野　忠弘　〃　一〇九―一